

2010年9月17日金曜日、JFG、GICCS、IJCEE 代表は、観光庁観光資源課に対し、全国通訳案内士団体ネットワークの世話人会でまとめた、以下の意見書を提出してきましたので、お知らせします。

#### 通訳案内士のあり方に関する中間報告書に対する意見

訪日外国人旅行者数は、2003年の523万人から、2008年の835万人へと順調に推移し、昨年の一時的な減少にも係らず、本年は2008年の数値まで回復しつつあります。これはビジット・ジャパン・キャンペーンをはじめ、国及び関係団体等による取り組みの成果でもあると考えています。

通訳案内士は、訪日客が安全に旅行できるように案内をし、日本の国やその心について正しく紹介し伝えてゆく専門性の高い職業です。これまで、通訳案内士制度は、訪日外国人客に対し基本的な「品質保証」を行ってきたのであり、歴史や文化を守る国として不可欠な制度であると考えます。

こうしたなかで、「通訳案内士の在り方に関する検討会」は、本年8月25日、「通訳案内士のあり方に関する中間報告書」を提出しました。そのなかで、「多様な外国人ニーズによりの確かつ柔軟に答えられるようにするため、通訳案内士を補完する役割を担うものとして、通訳案内士資格を取得していない者についても、その資質管理を行ったうえで、ガイド業務を認めることが適当である。」と結論づけました。

また、その資質管理については、今後、「国は新ガイド育成に関する基本的な事項を定めた新ガイドラインを策定する」とし、「地域（研修主体）は研修ガイドラインに基づき、必要に応じて地域独自の研修内容を考慮した形でガイド研修等を実施し、研修修了者には地域（研修主体）がガイドの認定を行うべきである。」としています。

私たちは、新ガイドが外国人に対するガイドである限り、語学力と知識の評価に基づく認定が不可欠であると考えます。平成18年4月から、都道府県の区域内でのみ通訳案内を行える地域限定通訳案内士が制度化されましたが、実施したのは6道県に過ぎません。導入しなかった都府県では、現行の通訳案内士制度でニーズに対応できることや、「地域限定通訳案内士の能力評価の難しさ」や、「試験実施にあたって新たな予算措置が必要」等の点が挙げられています。地域が主体となって認定する新ガイドにおいても、同様の課題があると思われれます。

中間報告では、新ガイドラインの内容、つまり「研修ガイドライン」や「ガイド認定」の条件等については、骨格さえ、示されていません。このままでは、地域等で、語学力等の評価もないままに、訪日外国人に対する有料ガイドが安易に作られる恐れがあります。

外国人が有料で外国語によるガイドを依頼する以上、語学力等で一定の期待感を持つのは当然であり、ガイドサービスの品質保証という原則が維持できなければ、我が国のインバウンドそのものに悪い影響を及ぼすことが考えられます。

以上、ガイドラインの内容が示されていないなど、中間報告の構成については、重大な問題があり、中間報告の実施には、反対致します。

以上、全国通訳案内士団体ネットワーク世話人一同

(2010.9.07)